

# 京都市公共建築物等における木材利用基本方針 概要

## はじめに

- ・森林は多面的機能を有しているが、近年の林業の低迷により森林の荒廃が進んでいる。
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき「京都市公共建築物等における木材利用基本方針」を策定する。

## 第1 趣旨

この方針は、市内林業の持続的かつ健全な発展と森林の適正な整備・保全を図るため、広く市民の利用に供される公共建築物等における木材利用の拡大に本市が率先して取り組み、もって民間における市内産木材の需要の拡大につなげるものである。

## 第2 公共建築物等における木材利用推進の意義と効果

- ・健全な森林の育成と治山治水等の公益的機能の増進
- ・林業をはじめとした市内産業の振興、京都の景観等自然環境の向上及び木の文化の次世代への継承
- ・自然の恵みを活かした自立分散型の持続可能なエネルギー社会の実現
- ・木の良さを実感する機会の提供と木材利用推進の意義についての市民理解の醸成
- ・林業関連事業者の生産体制の強化等による民間の木材需要の拡大

## 第3 公共建築物等における木材利用推進の基本事項

- ・木の特性を活かした木質化・木造化により計画的かつ継続的な木材利用を図る。
- ・建設企画段階から関係局による木質化・木造化の検討を行う。
- ・木製品や木質バイオマスを燃料として使用する機器を積極的に導入する。
- ・利用する木材は、可能な限りみやこ杉木とする。
- ・平成30年度におけるみやこ杉木利用量の数値目標を定める。

### 木材利用推進の具体的な取組

新築、増築、改築又は模様替えを行う公共建築物（※）

**木質化**  
天井、壁、窓枠等の室内に面する部分等への木材の利用

新築、増築又は改築を行う公共建築物（※）

**木造化**  
柱、梁、小屋組等への木材の利用

※法令の規定や建築物の機能等により木材利用が困難な場合を除く。

土木構造物等

**木質化の推進**  
土留め資材、横断防止柵、路面材、工事標示板等への木材の利用

机、椅子、収納用什器、掲示板、消耗品等

**材料に木材を使用したものを導入**

化石燃料をエネルギー源とするボイラー、空調設備等

**木質ペレットストーブの導入  
木質ペレットボイラーの導入**

## 第4 公共建築物等におけるみやこ杉木利用の数値目標（平成30年度）

- 公共建築物  
木材利用量：50m<sup>3</sup>（現状）→100m<sup>3</sup>
- 土木構造物等  
木材利用量：2m<sup>3</sup>（現状）→30m<sup>3</sup>
- 木製調度品等  
木材利用量：7.6m<sup>3</sup>（現状）→15m<sup>3</sup>
- 木質バイオマスを燃料として使用する機器  
木質ペレットを燃料として使用するストーブ：14台（現状累計）→28台（累計）  
木質ペレットを燃料として使用するボイラー：3台（現状累計）→6台（累計）



## 第5 木材利用推進に関し必要な事項

### ○木材利用推進に当たって配慮すべき基本的事項

- ・木材利用を推進する意義や効果を考慮した積極的な利用
- ・木材が抱える課題の解決のための企画・設計段階における様々な工夫やみやこ杉木の供給体制の整備等



### ○課題の解決に向けた具体的事項

#### ○企画・設計等に関する事項

- ・建設のみならず維持管理や解体・廃棄等まで考慮した設計
- ・木材の良さを広く市民に普及啓発する様々な創意工夫
- ・みやこ杉木の乾燥・加工等の期間を考慮した効率的な調達についての検討

#### ○みやこ杉木の供給体制の整備に関する事項

- ・林業関連事業者がニーズに対応した高品質かつ安価な木材の供給や品質・価格等に関する正確な情報発信等を実施できる体制の強化への支援
- ・高性能林業機械の導入や林内路網の整備促進等の伐採・搬出条件の改善支援
- ・公的な品質基準であるJASと同等とみなすことができる規格制度の運用の検討

## 第6 今後の取組

- ・毎年度公共建築物等における木材利用の年次計画を作成するとともに進捗状況の確認を行う。
- ・民間におけるみやこ杉木利用の促進に向けた普及啓発を行う。
- ・木質バイオマスのエネルギー利用の検討を進める。
- ・数値目標の設定年次である平成30年度に、課題や効果的な木材利用方法、数値目標の達成度等の総括を行い、方針の内容の充実を図る。